（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十九条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前

別記様式第11号（第17条関係）

（表）

許　可　申　請　書

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第10条第１項の規定により、次のとおり許可を申請します。

氏　名　又　は　名　称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
申請に係る行為の内容	
申請に係る行為をしようとする年月日	年　月　日
申請に係る行為をしようとする場所	
申請に係る行為の相手方の氏名又は名称	

（裏）

申請に係る行為の相手方の住所	
申請に係る行為の相手方との関係	
取得財産の使用目的	
取得財産の取得方法	
特定金銭債権の譲渡の目的	
その他参考となるべき事項	

備考　１　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
２　申請に係る行為の相手方が法人その他の団体である場合には、「申請に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
３　取得財産がない場合には、「取得財産の使用目的」及び「取得財産の取得方法」欄の記載は要しない。
４　特定金銭債権を譲渡しない場合には、「特定金銭債権の譲渡の目的」欄の記載は要しない。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第11号（第17条関係）

（表）

許　可　申　請　書

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第10条第１項の規定により、次のとおり許可を申請します。

氏　名　又　は　名　称	
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
申請に係る行為の内容	
申請に係る行為をしようとする年月日	年　月　日
申請に係る行為をしようとする場所	
申請に係る行為の相手方の氏名又は名称	

（裏）

申請に係る行為の相手方の住所	
申請に係る行為の相手方との関係	
取得財産の使用目的	
取得財産の取得方法	
特定金銭債権の譲渡の目的	
その他参考となるべき事項	

備考　１　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
２　申請に係る行為の相手方が法人その他の団体である場合には、「申請に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
３　取得財産がない場合には、「取得財産の使用目的」及び「取得財産の取得方法」欄の記載は要しない。
４　特定金銭債権を譲渡しない場合には、「特定金銭債権の譲渡の目的」欄の記載は要しない。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。